

目黒区介護事業者連絡会会則

第1条 (名称)

本会を目黒区介護事業者連絡会と称する。(以下「本連絡会」という)

第2条 (目的)

本連絡会は目黒区における介護保険事業の充実に寄与するため、目黒区行政と協力して次の活動を行うものとする。

- (1)居宅介護事業の質の向上に関する学習および研究
- (2)目黒区行政との連絡調整
- (3)会員相互の情報交換
- (4)会員外事業者団体等との情報交換
- (5)その他

第3条 (会員)

- (1) 本連絡会は次の事業者で目黒区介護事業者連絡会サービス憲章に賛同する事業者をもって構成する。

正会員：目黒区内に事業所をおく指定居宅介護事業者及びみなし事業者
で、入会を希望する事業者

準会員：目黒区外に事業所を置き、入会希望時点で5名以上の目黒区民
にサービス提供があり、入会を希望する事業者

- (2) 同一法人が複数のサービス種類の事業者指定を受けている場合は、それぞれを会員とみなす。

第4条 (入会及び退会)

- (1) 入会希望事業者は入会申込書を提出し、役員会の承認を得て入会することができる。
- (2) 退会は退会届を提出しなければならない。
- (3) 会員としての資格を満たさなくなった場合は、退会したものとみなす。

第5条 (役員) 本連絡会の運営を円滑に進めるため、次の役員を置き、役員会を構成する。

- (1)会 長 1 名
- (2)副会長 2 名
- (3)会 計 1 名
- (4)監 査 1 名
- (5)役 員 30 名以内

- 2 役員は、原則正会員とし、各分科会の推薦により、総会で承認を得る。
ただし、期の途中で役員の変更があった場合は、分科会の推薦により役員会で承認を得る。
- 3 会長、副会長、会計、監査は、役員会で立候補若しくは推薦により、総会で承認を得る。

第6条（会長、副会長および役員の任務） 本連絡会役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会 長 本連絡会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故があるときはその任務を代理する。
- (3) 会 計 会計を分掌する。欠員がでた場合は副会長が兼務する。
- (4) 監 査 会計及び業務を監査する。欠員がでた場合は副会長が兼務する。
- (5) 役 員 会長、副会長と協力し本連絡会を運営する。

第7条（任期） 会長、副会長および役員の任期は毎年4月から翌年3月とする。ただし、再選は妨げない。

第8条（会議）

- (1) 本連絡会の下に必要な応じて分科会を設置する。
- (2) 分科会の運営については別に定める。

第9条（会への参加）

- (1) 連絡会で開催する会議等への参加を希望する場合は事前に参加申し込みを事務局宛行うものとする。
- (2) 会場の都合等で、参加の申し込みに応じきれない場合には、参加者の調整を行う。

第10条（会計年度）

本連絡会の会計年度は毎年4月から翌年3月とする。

第11条（事務局）

本連絡会の事務局を目黒区健康福祉部介護保険課に置く。

第12条（会則改正）

本連絡会の会則は、全体会の賛成をもって改正することができる。

付 則

- 1 平成 14 年度の役員の任期は、第 6 条の規程にかかわらず、平成 14 年 9 月 18 日から平成 15 年 3 月までとする。
- 2 この会則は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この会則の改正は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この会則の改正は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この会則の改正は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

目黒区介護事業者連絡会サービス憲章

「生き生きと、笑顔で暮らせる街 めぐろ」

- 1 わたくしたちは、あなたが、自立した生活を送れるよう支援します
- 2 わたくしたちは、あなたの意思を尊重します
- 3 わたくしたちは、あなたとの約束を守ります
- 4 わたくしたちは、あなたのプライバシーを厳守します
- 5 わたくしたちは、質の高いサービスを提供できるよう専門的知識、技術を身につけます
- 6 わたくしたちは、あなたが困ったとき、ともに考え解決できるよう努力します
- 7 わたくしたちは、あなたに愛される事業者になるよう、努力します
- 8 わたくしたちは、あなたがいつまでも安心して暮らせる街をともにつくります